

平成 22 年 7 月 16 日

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しに関する 最高裁の判決について

標記の件につきましては、国税庁のホームページにて以下の通り対応方法が示されております。

平成 22 年 7 月 6 日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税法 9 条 1 項 15 号（現行 16 号）により所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

国税庁においては、これまでの法令解釈を変更し、これにより所得税額が納めすぎとなっている方の過去 5 年分の所得税については、更正の請求を経て、減額更正を行い、お返しすることとなります。現在、判決に基づき、課税の対象とならない部分の算定方法などの検討を進めていますので、具体的な対応方法については、対応方法が確定しだい、国税庁ホームページや税務署の窓口などにおいて、適切に広報・周知を図っていくこととしています。

また、過去 5 年分を超える納税分については、上記の方針に基づいた対応策が決まりしだい、適切に対処します。

（国税庁ホームページより抜粋）

国税庁のホームページに掲載されております通り、今回の判決を踏まえ、課税取り扱いが変更されれば、当社で取り扱っている同種の保険契約にご加入いただき、年金をお受け取りになっているお客さまについて、税金が還付される可能性があると考えられます。（ただし、課税取り扱いが変更されるまでは、現行と同様の取り扱いになることをお含みおきください。）

当社といたしましては、今後生命保険協会を通じて、税務当局宛に課税取り扱いについて確認し、お客さまの立場に立って適切な対応を検討し、あらためてお客さまにご案内をいたします。

新聞報道などにより、お客さまにはご心配をおかけいたしておりますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

A I G エジソン生命保険株式会社

<ご参考>

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

生命保険協会ホームページ<http://www.seiho.or.jp/data/other/taxation/index.html>